静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡県条例第23号）第６条の規定により、静岡県の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表する。

令和８年10月30日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

Ⅰ　静岡県人事行政の運営等の状況の概要

１　任免及び人数に関する状況

⑴　部門別職員数の状況と主な増減理由

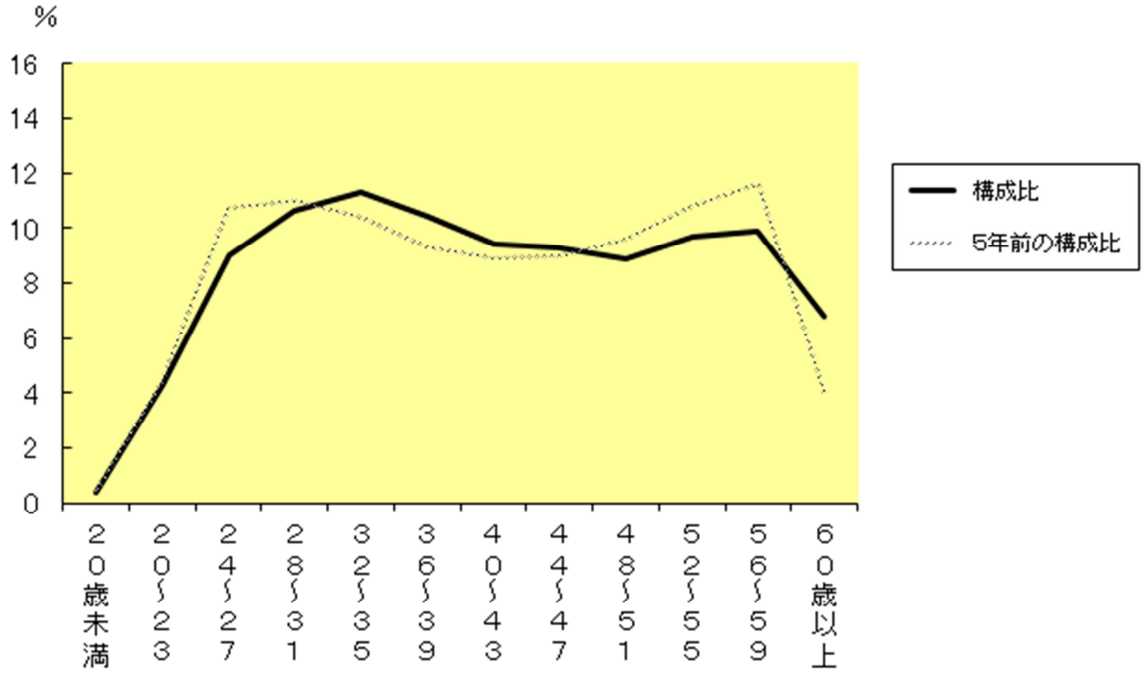
（各年４月１日現在）

区分／部門			職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	41	41	±0	
		総務	989	999	＋10	・能登半島地震を踏まえた災害対応力強化など
		税務	462	467	＋5	
		民生	568	574	＋6	・一時保護所体制の強化など
		衛生	756	750	▲6	・感染症対策体制の見直しなど
		労働	145	144	▲1	
		農林水産	1,236	1,251	＋15	・食肉センター供用開始に伴う対応など
		商工	365	368	＋3	
		土木	1,110	1,102	▲8	・公共土木事業の完了に伴う体制見直しなど
		計	5,672	5,696	＋24	（参考：人口10万人当たり職員数 161人）
	教育部門		19,020	18,865	▲155	・児童数減少に伴う教職員の減員など
	警察部門		7,033	7,049	＋16	
	小　計		31,725	31,610	▲115	（参考：人口10万人当たり職員数 895人）
公営企業等会計部門	病院		1,213	1,225	＋12	
	水道		45	45	±0	
	下水道		20	19	▲1	
	その他		129	133	＋4	
	小　計		1,407	1,422	＋15	
合　計			33,132 ［33,661］	33,032 ［33,569］	▲100 ［▲92］	（参考：人口10万人当たり職員数 939人）

（注１）　職員数は一般職に属する職員数である。

（注２）　［　　］内は、条例定数の合計である。

⑵　年齢別職員構成の状況（令和８年４月１日現在）



区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 136	人 1,415	人 2,976	人 3,494	人 3,725	人 3,443	人 3,095	人 3,082	人 2,935	人 3,208	人 3,269	人 2,254	人 33,032

⑶　採用及び退職の状況（令和７年度）

区分／部門		採用（人）	離職（人）								
			退職					免職		失職	合計
			定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般会計	知事部局等	233	1	17	171	3	0	0	1	1	194
	教育関係	719	228	49	320	11	308	0	5	0	921
	警察関係	263	0	9	165	2	23	1	2	0	202
	小計	1,215	229	75	656	16	331	1	8	1	1,317
特別会計	病　院	83	1	0	75	1	0	0	0	0	77
	病院以外	0	0	0	8	1	0	0	0	0	9
	小計	83	1	0	83	2	0	0	0	0	86
合　計		1,298	230	75	739	18	331	1	8	1	1,403

（注１）　採用は、令和７年４月２日から令和８年４月１日の間に採用した者の人数である。

（注２）　退職は、令和７年４月１日から令和８年３月31日の間に退職した者の人数である。

⑷　障害者の雇用状況（令和７年度）

区分	令和７年度				
	①対象職員	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
静岡県	6,411.0	184.0	2.87	0.0	2.8
教委	15,480.0	419.0	2.71	0.0	2.7
警察	934.5	32.5	3.48	0.0	2.8
がん	1125.0	29.0	2.58	2.0	2.8

（注）１「静岡県」には知事部局のほか、企業局及び議会事務局を含みます。
２　①欄の「対象職員数」とは、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。
・「対象職員数」＝（常時勤務する職員＋短時間勤務職員×0.5）－除外職員等
３　②欄の「障害数」は、障害者手帳等を所持している職員のうち障害者雇用率の調査に同意した職員の総数です。
・「障害者数」＝「常時勤務する職員のうち障害のある職員Ａ」＋「短時間勤務職員のうち障害のある職員Ｂ」
・Ａ＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者数）×２
・Ｂ＝（身体障害者数＋知的障害者数＋精神障害者数）×0.5＋（重度身体障害者数＋重度知的障害者＋精神障害者数＊）
＊精神障害者である短時間勤務職員の特例に該当する者
４　③欄の「実雇用率」とは②「障害者数」を①「対象職員数」で除し、100 を乗じた数です。（小数点以下第３位を四捨五入）
５　④欄の不足数とは、①「対象職員数」に⑤「法定雇用率」を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②「障害者数」を減じた数です。

⑸　女性職員の管理職への登用状況　　（令和８年４月１日現在　単位：人）

区分			総登用数(A)	うち女性数(B)	割合 B/A(%)
知事部局		部長級	55	5	9.1%
		局長級	89	13	14.6%
		課長級	612	113	18.5%
		計	756	131	17.3%
教育	教育委員会事務局	部長級	4	0	0.0%
		局長級	3	0	0.0%
		課長級	56	11	19.6%
		計	63	11	17.5%
	教員	校長	551	155	28.1%
		副校長	123	39	31.7%
		教頭	599	197	32.9%
		計	1,273	391	30.7%
警察		参事官級	38	1	2.6%
		所属長･管理監級	172	7	4.1%
		計	210	8	3.8%

＊警察については、部長級職員は全て国家公務員であるため除いている。

⑹　再任用職員の状況　（令和８年４月１日現在　単位：人）

	ﾌﾙﾀｲﾑ勤務	短時間勤務				合計
	週38時間45分	週30時間	週31時間	週23時間15分	週19時間25分	
知事部局等	213	4	23	7		247
教育委員会	592				356	948
警察本部	1			47		48
合　計	806	4	23	54	356	1,243

⑺　定年前再任用短時間勤務職員の状況　（令和８年４月１日現在　単位：人）

	短時間勤務				合計
	週30時間	週31時間	週23時間15分	週19時間25分	
知事部局等		8	1		9
教育委員会				32	32
警察本部			17		17
合　計		8	18	32	58

⑻　定員管理の数値目標及び進捗状況

・人口減少等を踏まえ、中長期的に職員数の適正化を進めるとともに、職員数の減少にも適応していくための行政運営の方向性を示すものとして、令和８年２月に定員適正化計画を策定した。
・定員適正化計画では、知事部局（がんセンター及び再任用短時間勤務職員を除く）と教育委員会の職員数（法律の基準に基づく職員数）について、2025（R7）年の 25,400 人から、2040 年（R22）までの 15 年間で 20,800 人となるよう適正化することとしている。
・また、知事部局においては生産性向上の観点から、総労働時間削減を指標として取り組んでいる。
・簡素で効率的な組織運営体制の構築を目指し、引き続き適正な定員管理に努める。

定員適正化計画の進捗状況

令和７年４月１日 職員数	令和８年４月１日 職員数	計画における数値目標		
		令和 10 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
25,400 人 【基準】	25,300 人 （▲100 人）	24,850 人 （▲550 人）	22,400 人 （▲3,000 人）	20,800 人 （▲4,600 人）

※　令和８年度から 22 年度の（　）内は令和７年度と比較した人数

総労働時間の抑制（毎年度、前年度以下に抑制）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
総労働時間	13,522,710	13,791,508	13,973,042	13,891,015	13,770,243	13,702,933

※　総労働時間（正規職員数×所定労働時間＋時間外勤務時間＋非正規職員の労働時間）

2　人事評価の状況（令和７年度）

区　分	概　　要
知事部局等	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握する人事評価制度の運用を平成28年４月から開始し、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することで、職員の意欲の向上と人材育成を促進し、組織力の向上を図っている。
教育委員会	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行う人事評価制度を実施しており、その結果を給与等の人事管理の基礎としている。
警察本部	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で行う人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎としている。

3　給与の状況

⑴　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（R8年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考） R6年度の人件費率
R7年度	人 3,544,228	千円 1,323,649,341	千円 4,737,830	千円 308,982,801	% 23.3	% 24.1

⑵　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
R7年度	人 31,737	千円 141,315,178	千円 33,552,177	千円 61,100,520	千円 235,967,875	千円 7,435

（注１）　職員手当には退職手当を含まない。

（注２）　職員数については、令和７年４月１日現在の人数である（常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が１月に18日未満の臨時講師を除く）。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

（注３）　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

【参考】

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
R7年度	人 32,189	千円 141,315,178	千円 33,552,177	千円 61,100,520	千円 235,967,875	千円 7,331

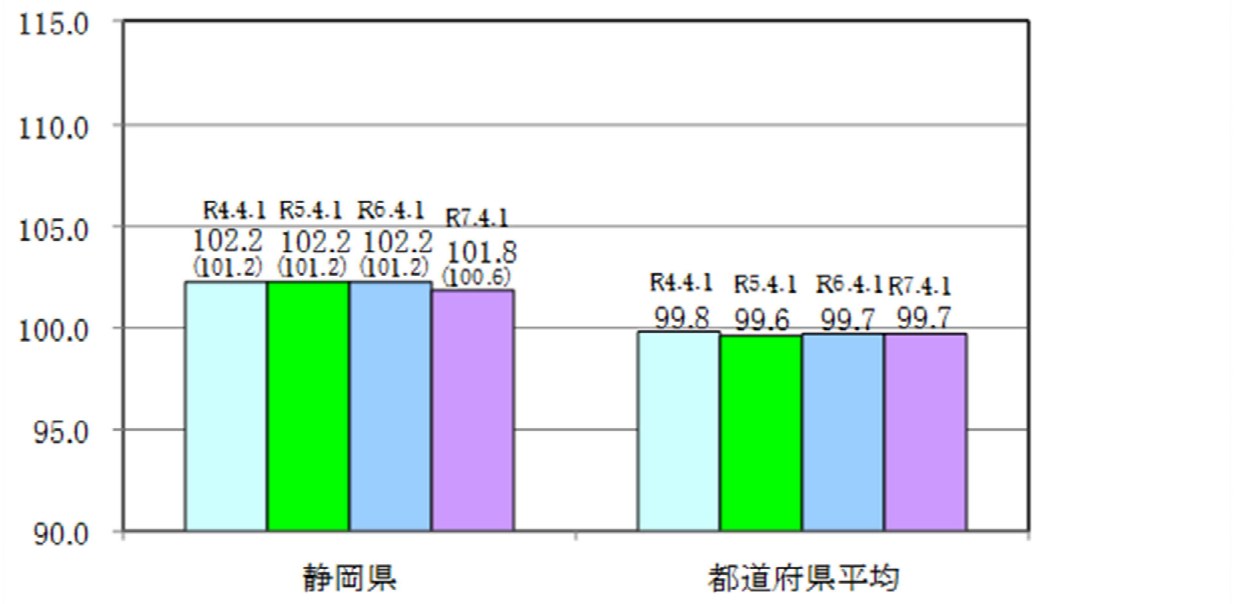
（注）　この表は、⑵の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には⑵注2に示すとおり、一部の臨時講師分は含まれていないため、令和７年４月１日現在で該当する452人を含んで算出したものである。

⑶　平均給与月額の状況（他の都道府県との比較）　　（令和７年４月１日現在）

順位	都道府県	R７ 平均給与月額（円）	R６ 平均給与月額（円）	R７-R６ 差額（円）
1	東京都	409,878	400,180	+9,698
2	神奈川県	391,309	382,894	+8,415
3	愛知県	388,069	377,124	+10,945
4	兵庫県	384,983	376,521	+8,462
5	大阪府	382,395	372,599	+9,796
6	静岡県	379,913	371,183	+8,730
	国	414,480	405,378	+9,102

（注）　「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当月額(扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、管理職手当、寒冷地手当)を合計したもの。

⑷　ラスパイレス指数の状況



（注）　１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100 を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

【主な理由】
本県では、人事委員会勧告に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させるため、給料表の給料月額に一定率を乗じて水準調整しているため。

⑸ 給与改定の状況

① 月例給

区　分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)
	円	円	円	%
R８年度	413,433	401,329	12,104 (3.02%)	3.01

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区　分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数B	較差 A－B	勧告 (改定月数)
	月	月	月	月
R８年度	4.72	4.65	0.07	0.05

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑹ 社会と公務の変更に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】
国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から 10 級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［（実施）　未実施］

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】
令和７年４月１日
【内容】
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、８級から 10 級の隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を基本に改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）※普通会計ベースにより算出

【支給割合】
国基準５．０３％に対し、静岡県においては５．０％を支給（令和８年度)。
【実施時期】
令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和７年４月１日時点は４．１５％、令和８年４月１日から５．０％を支給。
【参考】

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	4.0%	4.15%	5.03%
静岡県の支給割合	3.7%	4.15%	5.0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国の見直し内容を踏まえて見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

⑺ 特記事項

（給与削減の状況）

県の財政状況を考慮し、下記の内容で給与削減措置を講じている。

区分		対象者	削減措置	実施期間
特別職	給料	知事	10%	令和８年１月１日から令和９年３月 31 日まで
		副知事、教育長	7%	
		上記以外の常勤の特別職（人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、がんセンター局長）	5%	
一般職	管理職手当	本庁課長級以上の職員（管理職手当３種以上）	5%	

⑻ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
静岡県	42.7歳	348,862円	455,256円	391,002円

② 技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
静岡県	51.8歳	98人	298,613円	353,336円	323,513円	—	—	—	—
うち用務員	56.7歳	39人	314,266円	346,751円	337,923円	用務員	51.4歳	284,903円	121.7
うち運転手	58.8歳	14人	272,741円	340,210円	295,443円	自家用乗用自動車運転手	＊	＊	—
うちその他技能労務職	45.3歳	45人	293,097円	363,126円	319,966円	—	—	—	—

（注１）　民間データは、静岡県人事委員会が行った「令和７年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

（注２）　「＊」は、調査実員数が１人であることを示している。

（注３）　職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	44.3歳	403,285円	468,907円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
静岡県	41.9歳	388,515円	442,899円

⑤ 警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
静岡県	39.4歳	362,935円	494,259円	406,909円

（注１）　「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

（注２）　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

⑼　職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		静　　岡　　県	国
一般行政職	大 学 卒	239,073円	232,000円
	高 校 卒	207,981円	200,300円
技能労務職	高 校 卒	206,271円	－
高等学校教育職	大 学 卒	267,045円	－
	高 校 卒	223,477円	－
小・中学校教育職	大 学 卒	267,045円	－
	高 校 卒	223,477円	－
警　察　職	大 学 卒	276,805円	269,200円
	高 校 卒	245,814円	230,400円

⑽　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		経験年数 １０年	経験年数 ２０年	経験年数 ２５年	経験年数 ３０年
一般行政職	大 学 卒	304,761円	380,569円	402,712円	420,324円
	高 校 卒	272,982円	348,085円	362,905円	393,585円
技能労務職	高 校 卒	253,914円	－	－	－
	中 学 卒	－	－	－	－
高等学校教育職	大 学 卒	365,234円	432,354円	452,677円	462,562円
	高 校 卒	304,485円	－	－	－
小・中学校教育職	大 学 卒	361,603円	427,070円	444,113円	449,701円
	高 校 卒	－	－	－	－
警察職	大 学 卒	315,213円	403,345円	423,043円	440,816円
	高 校 卒	302,782円	371,739円	407,480円	428,281円

（注１）　上記集計のうち、次に示す区分については、該当者が３人以下のため、前後１年の実績を加算、平均して算出している。
・技能労務職・高校卒の経験年数 10 年
・高校教育職・高校卒の経験年数 10 年

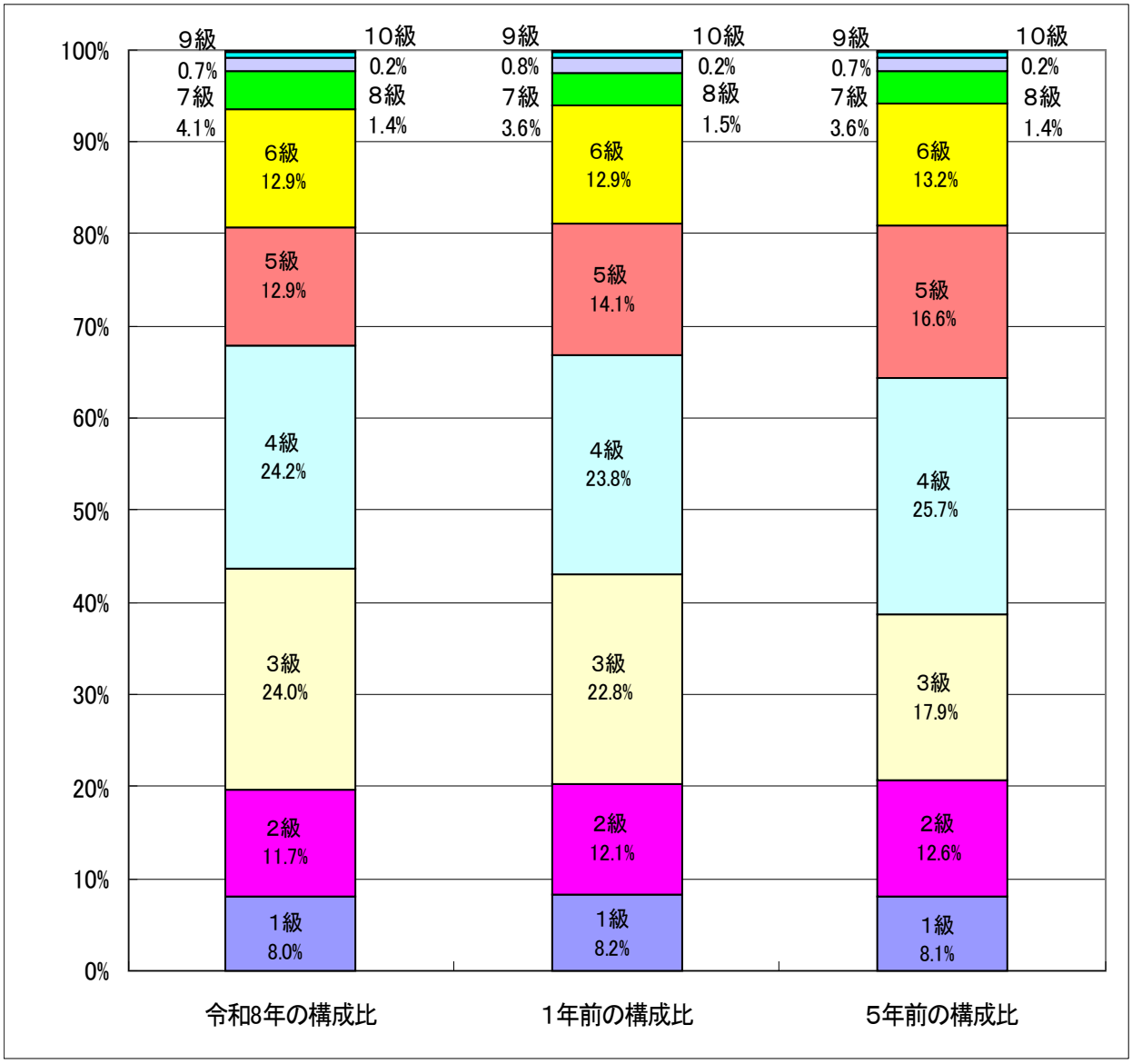
（注２）　該当者がいない場合または前後１年の実績を加算しても該当者が３人以下の場合は、「ハイフン（－）」としている。

⑾　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和８年４月１日現在）

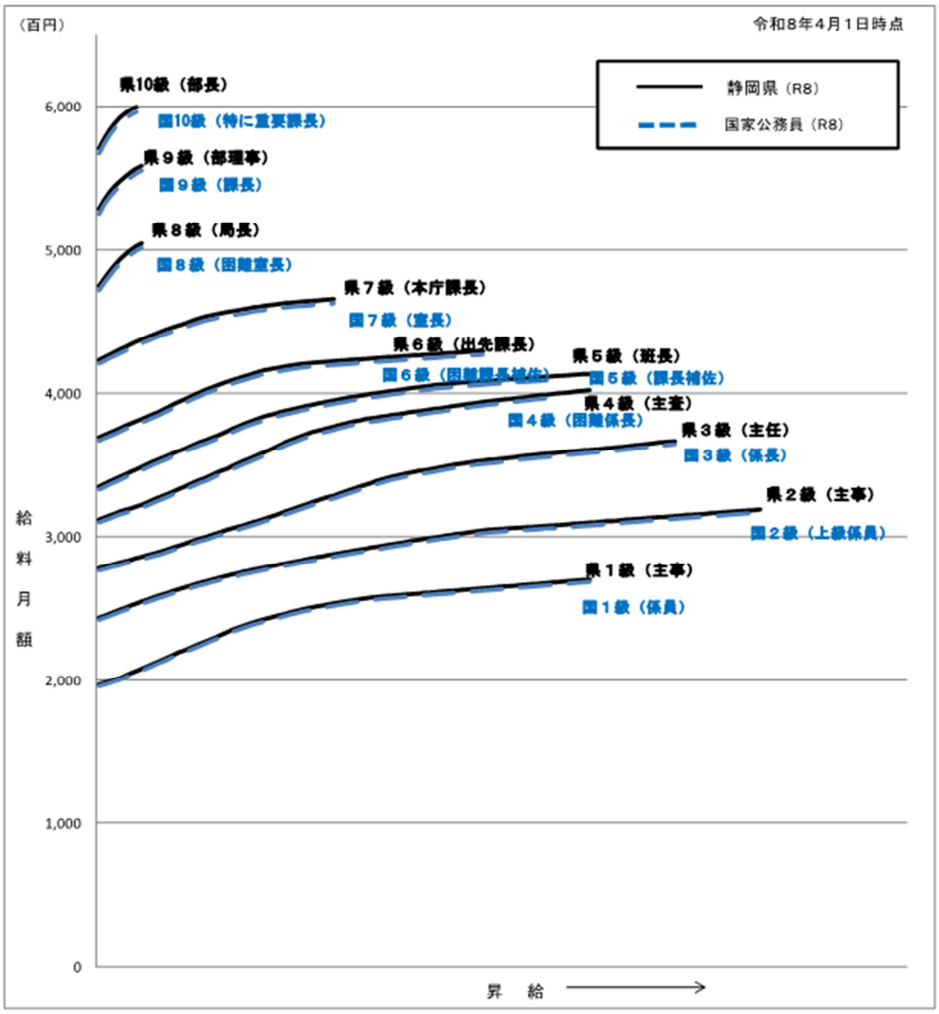
区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
10　級	本庁の部長	人 13	% 0.2	円 570,616	円 599,695
9　級	本庁の部長代理	人 41	% 0.7	円 528,556	円 558,742
8　級	本庁の局長	人 82	% 1.4	円 474,825	円 504,609
7　級	本庁の課長	人 242	% 4.1	円 423,308	円 465,870
6　級	本庁の参事 本庁の課長代理	人 769	% 12.9	円 369,074	円 429,647
5　級	班長、主幹	人 766	% 12.9	円 334,662	円 413,548
4　級	総括主査、主査	人 1,439	% 24.2	円 311,720	円 402,178
3　級	主任	人 1,425	% 24.0	円 278,013	円 366,458
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師	人 697	% 11.7	円 243,500	円 318,764
1　級	定型的な業務を行う主事、技師	人 473	% 8.0	円 197,013	円 269,963

（注１）　職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

（注２）　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。


100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
9級
0.7%
7級
4.1%
6級
12.9%
5級
12.9%
4級
24.2%
3級
24.0%
2級
11.7%
1級
8.0%
10級
0.2%
8級
1.4%
9級
0.8%
7級
3.6%
6級
12.9%
5級
14.1%
4級
23.8%
3級
22.8%
2級
12.1%
1級
8.2%
10級
0.2%
8級
1.5%
9級
0.7%
7級
3.6%
6級
13.2%
5級
16.6%
4級
25.7%
3級
17.9%
2級
12.6%
1級
8.1%
10級
0.2%
8級
1.4%
令和8年の構成比
1年前の構成比
5年前の構成比

⑿　国との給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和８年４月１日現在）



⒀　昇給への勤務成績の反映状況

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

⑭　期末手当・勤勉手当

静　　岡　　県	国
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円	－
（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （ 1.425)月分　(1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （ 1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20％ ・管理職加算　20～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　（)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

⑮　退職手当（令和８年４月１日現在）

静　　岡　　県			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤 続 ２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤 続 ２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤 続 ２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤 続 ２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤 続 ３５年	39.7575月分	47.709月分	勤 続 ３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２％～20％加算） （退職時特別昇給　　無　　）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（３％～45％加算）
自己都合　　勧奨・定年 1人当たり平均支給額　3,292 千円　　24,080 千円	―

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「勧奨・定年」、「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

⑯　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			6,199,456千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			191,000円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
静岡市	5%	7,150人	8%
浜松市	5%	3,343人	4%
沼津市	5%	2,322人	4%
熱海市	5%	352人	4%
三島市	5%	874人	4%
富士宮市	5%	1,056人	4%
伊東市	5%	427人	4%
島田市	5%	956人	4%
富士市	5%	2,165人	4%
磐田市	5%	1,759人	4%
焼津市	5%	1,026人	4%
掛川市	5%	1,324人	4%
藤枝市	5%	1,714人	4%
御殿場市	5%	781人	4%
袋井市	5%	976人	4%
下田市	5%	479人	4%
裾野市	5%	439人	13%
湖西市	5%	559人	4%
伊豆市	5%	236人	4%
御前崎市	5%	203人	4%
菊川市	5%	493人	4%
伊豆の国市	5%	730人	4%
牧之原市	5%	459人	4%
東伊豆町	5%	80人	4%
河津町	5%	33人	4%

南伊豆町	5%	64人	4%
松崎町	5%	81人	4%
西伊豆町	5%	37人	4%
函南町	5%	262人	4%
清水町	5%	230人	4%
長泉町	5%	239人	4%
小山町	5%	165人	4%
吉田町	5%	251人	4%
川根本町	5%	71人	4%
森町	5%	174人	4%
埼玉県さいたま市	13%	1人	13%
千葉県千葉市	13%	1人	13%
千葉県柏市	8%	2人	8%
東京都特別区	20%	46人	20%
東京都府中市	16%	2人	16%
東京都小平市	16%	3人	16%
神奈川県横浜市	16%	1人	16%
神奈川県川崎市	16%	1人	16%
新潟県新潟市	1%	1人	1%
石川県金沢市	4%	1人	4%
石川県輪島市	0%	2人	0%
石川県穴水町	0%	6人	0%
石川県能登町	0%	1人	0%
山梨県甲府市	4%	1人	4%
愛知県名古屋市	13%	1人	13%
大阪府大阪市	16%	2人	16%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16%	28人	16%
平均支給割合	5%	―	5.03%

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

⑰　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			1,434,666千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			74,800円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			41.5%		
手当の種類（手当数）			40		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
対人折衝等業務手当	本庁又は財務事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に関する業務	日額650円又は975円	239人	6,610千円
	健康福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	社会福祉に関する指導、保護等の業務		50人	2,987千円
	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条の2の2第1項若しくは第34条第1項から第3項までの規定に基づく移送又は同法第47条第1項若しくは第5項の規定に基づく相談若しくは援助の業務		78人	2,603千円
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	現地における公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務		137人	1,242千円
航空手当	回転翼航空機に搭乗し、右の業務に従事した職員	捜索救難の業務 災害発生状況等の調査の業務 上記の業務に係る教育訓練の業務	１時間につき1,900円（低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算）（飛行中降下430円又は870円加算）	12人	2,961千円

死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
臨床等業務手当	本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員	診療、検診又は保健指導の業務	日額310円～2,190円	14人	4,028千円
防疫等作業手当	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務	日額360円 （心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合は100％加算）	66人	73千円
	家畜保健衛生所に勤務する職員のうち給料の調整額が支給されている職員以外の職員で右の業務に従事した職員	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合における、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫業務	日額310円～760円	1,338人	945千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円		
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円	116人	1,523千円
		麻薬取締員として行う麻薬に関する取締り等の業務	日額1,500円	3人	52千円

動物管理等作業手当	右の業務に従事した職員	狂犬病予防法第５条第１項若しくは第６条第１項若しくは第２項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第１項に規定する犬の引取りに関する業務	日額450円	31人	97千円
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務			
	動物愛護センターに勤務する職員	動物の収容、管理又は処分に関する業務			
廃棄物処理施設等立入検査業務手当	本庁又は健康福祉センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第１項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第１項に規定する立入検査の業務（市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く）	日額360円	59人	340千円
職業訓練等手当	職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員	職業訓練の業務	１月につき給料月額に7/100を乗じて得た額	45人	9,913千円
	漁業高等学園に勤務し、漁業に関する実習教育を担当する職員	実習教育の業務			
	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	講師の業務	１時間につき200円（上限１月につき18,000円）	5人	186千円
家畜取扱手当	畜産技術研究所に勤務する職員	飼養管理のために牛又は豚を制する業務	日額310円	26人	374千円

危険現場作業手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水の業務	１時間につき540円～1,500円	5人	50千円
		圧搾空気内で行う監督、測量等の業務	１時間につき420円		
		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務	日額310円又は360円	2人	1千円
		管渠内、掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務を除く。）	日額450円	3人	2千円
		火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務	日額750円		
		車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務	日額310円	10人	7千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で、道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務	日額 710 円～2,160 円	148 人	372 千円
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路その他の人事委員会規則で定める現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視又は当該現場			

		における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急的な工事の監督、測量等の作業			
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業			
夜間定時制課程勤務手当	高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員	教育委員会が別に定める時間以上の当該定時制課程に係る業務	日額230円		
兼務手当	昼間授業若しくはその補助を本務とする教育職員又は夜間授業若しくはその補助を本務とする教育職員	昼夜の異なる課程の授業の業務又はその補助業務	1時間につき2,000円	18人	1,472千円
	本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員	他の学校における授業の業務			
特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表	学校管理下において行う非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日額 8,000 円 （平日 4 時間以上 7 時間 45 分未満 4,000 円） ※被害が特に甚大な場合は日額 16,000 円 （平日 4 時間以上 7 時間 45 分未満 8,000 円）	1人	8千円

	の特２級、２級又は１級である教育職員	学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	日額8,000円 （平日４時間以上７時間45分未満4,000円）		
		学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額8,000円 （平日４時間以上７時間45分未満4,000円、平日２時間以上４時間未満2,000円、週休日等２時間以上４時間未満4,000円）		
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの	日額5,100円 （４時間以上７時間45分未満2,550円）	6,166人	86,532千円
		泊を伴う又は週休日等に行う人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	日額5,100円 （４時間以上７時間45分未満3,600円）	4,755人	96,598千円
		週休日等に行う学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務	日額2,700円	5,943人	470,375千円
		週休日等に行う入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	日額900円 （４時間以上７時間45分未満450円）		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員	教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務	日額150円	4,100人	181,634千円

死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
有害薬品等取扱手当	人事委員会規則で定める機関に勤務する職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		
夜間中学業務手当	夜間授業を行う中学校に勤務する教育職員	夜間授業に係る業務	日額870円又は日額1,000円	19人	4,177千円
応急防災等作業手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業	日額710円～1,620円		
警備艇運転整備手当	右の業務に従事した職員	警備艇の運転及び整備作業	日額200円	11人	108千円
看守護送手当	警部補以下の階級にある警察官	留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送	日額310円	2,721人	18,673千円
死体処理手当	職員（警察官以外の職員にあっては、鑑識作業に従事する者に限る。）	死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業	１体につき1,600円～3,200円	2,594人	53,779千円

鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業	日額310円（犯罪現場において作業する場合560円）	176人	4,506千円
		文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業	日額560円	26人	1,467千円
航空手当	右の業務に従事した職員	回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して行う犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務 航空機に搭乗しての犯罪捜査等の教育訓練の業務	１時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30％加算） （飛行中降下430円～870円加算）	62人	9,014千円
	航空整備士	航空機の整備作業	日額1,060円	6人	1,386千円
山岳遭難者救助等手当	山岳遭難救助隊員に指定された職員	山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業	日額840円～1,680円	139人	901千円
潜水手当	右の業務に従事した職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	１時間につき540円～1,500円	19人	200千円
交通事故実況見分手当	警察官	高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道１号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業	１件につき450円	544人	2,854千円
運転免許技能試験手当	運転免許技能試験官	道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務	日額240円	13人	83千円
爆発物処理作業等手当	爆発物処理班員に指定された職員	爆発物（爆発物である疑いがある物件を含む）の処理の作業	１件につき5,200円	6人	52千円
	右の業務に従事した職員	特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業	日額4,600円		
		特殊危険物質被害危険区域内における作業	日額250円		
		特殊危険物質製造過程	日額460円		

		の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの			
私服作業等手当	私服員（警部以下の階級にある警察官に限る。）	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務	日額560円	2,914人	61,343千円
		天皇、皇族等の身辺の護衛の作業	日額1,150円	149人	1,375千円
		その他の皇族の身辺の護衛の作業	日額 640 円	42人	27千円
		国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業	日額1,100円		
	少年警察補導員	少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務	日額240円	29人	197千円
警ら手当	警部以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務	日額560円	41人	2,503千円
	警部補以下の階級にある警察官	警ら用自動車に乗務して行う警ら業務	日額420円	1,568人	38,526千円
		警ら業務	日額340円	2,278人	80,471千円
交通整理取締手当	警部以下の階級にある警察官	交通整理取締用の自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務	日額560円	158人	10,921千円
	警部以下の警察官	交通整理取締り業務	日額 340 円	1,039人	7,464千円
	交通巡視員		日額 290 円	14 人	5千円
夜間特殊業務手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回につき410円～1,100円	5,439 人	260,694 千円
呼出手当	職員（警察官にあっては、警部以下の階級にある警察官に限る。）	正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業	1回につき1,240円	441人	837千円

災害応急作業等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備若しくは遭難救助の作業又はこれらに相当する作業	日額840円～40,000円		
核物質輸送警備手当	警部以下の階級にある警察官	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務	日額640円		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う上記の２つの作業に付随して行われる固定配置の作業	日額820円～1,100円		
		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		

		防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者から危害を受けるおそれのある者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業のうち、身辺警戒及び固定警戒の作業	日額820円		
遠隔地水上警戒作業手当	右の業務に従事した職員	海上保安庁の船舶に乗り組んで行う遠隔の地にある離島の周辺の海域における警戒の作業	日額1,100円～1,650円		

（注）手当別の支給職員数及び支給実績は、支給後の追給、返納分を含まない。

⑱ 時間外勤務手当

支給実績（R７年度決算）	7,074,768千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	492千円
支給実績（R６年度決算）	6,837,689千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	476千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑲ 寒冷地手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）		0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）		0円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額
井之頭小学校根原分校	世帯主である職員（扶養親族有）	99,000円
寒冷地手当法別表に掲げる地域に所在する公署	世帯主である職員（扶養親族無）	57,000円
	その他の職員	41,000円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	基準日（10月31日）に、国における11月から翌年３月までの５月分に相当する額を一括支給する。（国では、11月から翌年３月までの各月に支給。）	

⑳　その他の手当(令和８年４月１日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R7年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	異なる	○扶養親族たる子 13,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき5,000円加算	3,585,333 千円	290,300 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額　17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	異なる	○借家・借間に居住する場合 ・全額支給限度額 11,000 円 ・２分の１加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額 28,000 円	2,514,553 千円	309,900 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 ・１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 ・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額（３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円）	異なる	自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる	4,675,062 千円	162,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に	異なる	一部国と異なる区分あり	1,792,068 千円	779,500 円

<table>
<tr><td></td><td>対し支給する。
月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。
１時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100</td><td>同じ</td><td></td><td>1,273,374 千円</td><td>186,500 円</td></tr>
<tr><td>産業教育手当</td><td>実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。
月額：給料月額×5/100（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、3/100）</td><td></td><td></td><td>120,862 千円</td><td>221,400 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">初任給調整手当</td><td>（第１種初任給調整手当）
医学、歯学、獣医学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。
月額：3,000 円～417,600 円</td><td>異なる</td><td>獣医師には支給していない</td><td>56,734 千円</td><td>709,200 円</td></tr>
<tr><td>（第２種初任給調整手当）
月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。
月額：①と②の差額を月額に換算した額
①
（給料月額＋地域手当）×12/38.75×52
②
<table><tr><th>職員の在勤する地域</th><th>基準額</th></tr><tr><td>東京都</td><td>1,226 円</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>1,097 円</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>1,177 円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。
月額：30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額</td><td>異なる</td><td>交通距離 100km 以上 300km 未満の区分を細分化、50km ごとに加算額を規定</td><td>88,233 千円</td><td>399,200 円</td></tr>
<tr><td>在宅勤務等手当</td><td>住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部</td><td>同じ</td><td></td><td>9 千円</td><td>4,500 円</td></tr>
</table>

	を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円				
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100	同じ		7,992 千円	170,000 円
へき地手当	山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100			67,738 千円	387,100 円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 月額：給料月額×4～6/100（管理職手当を受ける職員は 4/100）			94,154 千円	229,100 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：1,300 円～5,600 円			1,069,651 千円	59,600 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額の 6/100			29,106 千円	236,600 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700 円～7,700 円	同じ		138,891 千円	97,500 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円（ただし、6 時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額）、上記②の場合 1,500 円～6,000	異なる	国は、週休日に勤務した場合１回当たり6,000円～12,000円、平日深夜に勤務した場合１回当たり3,000円～ 6,000円	47,688 千円	94,200 円

	円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額)				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ		721,379 千円	126,800 円

⑵1 旅費（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）	1,427,438 千円
職員１人当たり平均支給年額	44,179 円

（注） 職員１人当たり平均支給年額は、支給実績（R７年度決算）から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、令和７年４月１日現在の職員数(公営企業職員を除き、常勤の特別職職員及び臨時講師を含む。)で除した額である。

ア 内国旅行

種　　類		支給額及び支給要件
鉄道賃	運　賃	乗車に要する運賃
	急行料金	急行列車を利用する場合の料金 ただし、次に該当する場合に限る。 ・特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70km以上である場合 ・新幹線で片道70km未満50km以上の区間で、公務上特に緊急な必要がある場合 ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上である場合
	座席指定料金	指定席を利用する場合の料金 ただし、急行列車を運行する線路による旅行で片道100km以上である場合に限る。
航 空 賃		実費額
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、公用車を利用できない旅行で、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
	自家用自動車の公務使用	実走行距離１km当たり18円 ただし、自家用自動車の公務使用を承認された場合に限る。
旅行諸費		一日につき県内200円、県外800円 ただし、勤務公署から４km以内の地域は支給しない。

宿 泊 料	一夜につき11,800円 なお、指定された宿泊施設を利用したため規定の宿泊料を支給することが適当でない場合や長期研修の場合等については、実費額を支給

イ　外国旅行

種　　類		支給額及び支給要件
鉄道賃	運　賃	乗車に要する運賃
	急行料金 寝台料金	公務上の必要により急行料金又は寝台料金を必要とした場合は、その料金
航 空 賃		実費額
車賃	バス代	実費額
	タクシー代	実費額 ただし、タクシーを利用して旅行することを承認された場合に限る。
日　　当		旅行地の区分に応じた定額　一日につき3,500円～7,200円
宿 泊 料		実費額を支給 ただし規定で定める特別の事情がない限り、旅行地の区分に応じた上限額（一夜につき13,500円～22,500円）を超えることができない。

⑿　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,214,100円　（1,349,000円）		
	副知事	1,024,860円　（1,102,000円）		
議員報酬	議長	1,061,000円		
	副議長	937,000円		
	議員	865,000円		
期末手当		（R8年度支給割合）		
	知事	3.45月分　（3.50月分）		
	副知事	3.45月分　（3.50月分）		
		（R8年度支給割合）		
	議長	3.45月分　（3.50月分）		
	副議長	3.45月分　（3.50月分）		
	議員	3.45月分　（3.50月分）		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	知事	134.9万円×在職期間×65/100	4208.9万円	任期毎
	副知事	110.2万円×在職期間×40/100	2115.8万円	任期毎
	備考			
旅費・費用弁償		（内国旅行の宿泊料【定額】）	（外国旅行の日当【定額】）	（外国旅行の宿泊料【上限額】）
	知事	16,500 円	5,700 円～9,400 円	19,300 円～32,200 円
	副知事	16,500 円	5,100 円～8,300 円	19,300 円～32,200 円
	議長	16,500 円	5,700 円～9,400 円	19,300 円～32,200 円
	副議長	16,500 円	5,100 円～8,300 円	19,300 円～32,200 円
	議員	16,500 円	5,100 円～8,300 円	19,300 円～32,200 円
	備考	内国旅行の旅行諸費は支給しない。 記載のない事項は一般職の職員の例による。		

（注）１　給料及び期末手当の（　）内は、減額措置を行う前の金額等である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、上欄の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

⑵3　公営企業職員の状況

①　工業用水道事業

ア　職員給与費の状況

決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R６年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 4,417,571	千円 271,484	千円 437,247	% 9.9	% 10.7

(注)　本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
R７年度	人 42	千円 186,895	千円 52,783	千円 85,305	千円 324,983	千円 7,738

(注１)　職員手当には退職給与金を含まない。

(注２)　職員数は、令和８年３月31日現在の人数である。

(注３)　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	43.8歳	380,484円	576,370円

(注)　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

⑺　期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,214千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
(R７年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025)月分	(R７年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%

(注)　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

⑷　退職手当（令和８年４月１日現在）

工業用水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２％～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２％～20%加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
1人当たり平均支給額	－千円	－千円	1人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）１　工業用水道事業の１人当たり平均支給額は、令和７年度の支給者がいないため記載なし。
　　２　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

⑺　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			9,951千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			191,400円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	5%	15人	5%
浜松市	5%	4人	5%
三島市	5%	1人	5%
富士市	5%	23人	5%
磐田市	5%	7人	5%

⑻　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			15千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			5,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			2.0%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額450円		

	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額310円～360円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額310円	2人	6千円
		道路上において行う、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額310円	1人	1千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額650円又は975円		
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
災害状況調査等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日額710円～2,160円		

		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務 その他の管理者が認める作業			

（注）　手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

㈦　時間外勤務手当

支 給 実 績（R７年度決算）	26,141千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	556千円
支 給 実 績（R６年度決算）	29,070千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	619千円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
（注２）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

㈧　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員	同じ		5,045千円	229,300円

	3,500円 ･行政職給料表９級以上相当職員 不支給				
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ･支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃･間代を支払っている職員 ･全額支給限度額　13,000円 ･２分の１加算限度額 17,000円 ･最高支給限度額　30,000円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ･支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ･借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		3,339千円	333,900円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額150,000円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000円～5,800円）＋加算額（３㎞を超える１㎞につき175円～570円）	同じ		10,879千円	226,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		5,093千円	1,018,600円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100	同じ		226千円	14,100円
初任給調整手当	（第１種初任給調整手当） 医学、歯学、獣医学その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			

	（第２種初任給調整手当） 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額:勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700 円～7,700 円	同じ			
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後 10 時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合 3,000 円～12,000 円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額)、上記②の場合 1,500 円～6,000 円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額)	同じ		20千円	10,000円

② 水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R６年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 5,737,827	千円 713,615	千円 642,395	% 11.2	% 10.2

(注) 本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R７年度	人 57	千円 264,868	千円 84,281	千円 130,470	千円 479,619	千円 8,414

(注１) 職員手当には退職給与金を含まない。

(注２) 職員数は、令和８年３月31日現在の人数である。

(注３) 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
静 岡 県	50.4歳	419,929円	691,056円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ｱ) 期末手当・勤勉手当

水道事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,433千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425)月分 (1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425)月分 (1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～20% ・管理職加算 20～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

⑷　退職手当（令和８年４月１日現在）

水道事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２％～20％加算）			定年前早期退職特例措置（２％～20％加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
１人当たり平均支給額	－　千円	－千円	１人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）１　水道事業の１人当たり平均支給額は、平成７年度の支給者がいないため記載なし。
　　２　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

⑺　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）	11,663千円
支給職員１人当たり平均支給年額(R７年度決算)	201,100円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	5%	16人	5%
浜松市	5%	11人	5%
三島市	5%	8人	5%
富士市	5%	1人	5%
磐田市	5%	16人	5%
吉田町	5%	4人	5%

⑻　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）	79千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	7,200円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）	17.5%
手当の種類（手当数）	6

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額450円		

	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額310円～360円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額310円	2人	12千円
		道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額310円	6人	13千円
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円	3人	32千円
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額650円又は975円		
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		
災害状況調査手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日額710円～2,160円	1人	1千円

		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務			

(注)　手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

㈭　時間外勤務手当

支 給 実 績（R７年度決算）	34,979千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	700千円
支 給 実 績（R６年度決算）	36,343千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	727千円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注２）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

㈎　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 〇扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 〇配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		8,754 千円	265,300 円
住居手当	〇借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃･間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額　17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 〇単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		3,817 千円	347,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000 円～5,800 円)＋加算額(３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円)	同じ		16,591 千円	291,100 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		6,821 千円	974,400 円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100	同じ		446 千円	44,600 円
初任給調整手当	（第１種初任給調整手当） 専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
	（第２種初任給調整手当） 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700 円～7,700 円	同じ			

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後10時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額)、上記②の場合1,500円～6,000円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては､100分の150を乗じて得た額)	同じ		8千円	8,000円

③　地域振興整備事業

ア　職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R６年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 476,505	千円 49,039	千円 61,356	% 12.9	% 67.8

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
R７年度	人 13	千円 56,961	千円 18,235	千円 26,572	千円 101,768	千円 7,828

（注１）　職員手当には退職給与金を含まない。

（注２）　職員数は、令和８年３月31日現在の人数である。

（注３）　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	42.1歳	394,226円	688,163円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

⑺　期末手当・勤勉手当

地域振興整備事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 1,396千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　20～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

⑴　退職手当（令和８年４月１日現在）

地域振興整備事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤 続 20年	19.6695月分	24.586875月分	勤 続 20年	19.6695月分	24.586875月分
勤 続 25年	28.0395月分	33.27075月分	勤 続 25年	28.0395月分	33.27075月分
勤 続 35年	39.7575月分	47.709月分	勤 続 35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
１人当たり平均支給額	－　千円	－千円	１人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）１　地域振興整備事業の１人当たり平均支給額は、令和７年度の支給者がいないため記載なし。

２　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

⑵　地域手当（令和８年４月１日現在）

支 給 実 績（R７年度決算）			2,537千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			195,200円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	5%	15人	5%
吉田町	5%	1人	5%

㈡　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			39千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			6,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			30.8%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
危険現場作業手当	右の業務（管路内作業）に従事した職員	管路内又はトンネル内において行う管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務	日額450円		
	右の業務（高所作業）に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務	日額310円～360円		
	右の業務（道路上作業）に従事した職員	道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務	日額310円		
		道路上において行う導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務	日額360円		
特殊構造物内作業手当	右の業務に従事した職員	浄配水場等において行う各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務	日額310円		
有害薬品取扱手当	右の業務に従事した職員	特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務	日額310円		
対人折衝等業務手当	水道企画課、地域整備課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員	現地において行う地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務	日額650円又は975円	6人	33千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		

災害状況調査等手当	右の業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある被害状況の確認又は災害応急対策に係る作業を行う現場において行う災害状況の調査若しくは巡回監視の業務	日額 710 円～2,160 円		
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域(著しく激甚である災害のうち管理者が認める災害への対処のため職員が派遣された区域に限る。)に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の業務			

（注）　手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

㈦　時間外勤務手当

支給実績（R７年度決算）	6,353千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	578千円
支給実績（R６年度決算）	8,150千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	741千円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注２）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

㈎　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		1,820 千円	260,000 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額　17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		2,064千円	344,000円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額(2,000 円～5,800 円)+加算額(３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円)	同じ		2,996千円	332,900円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額	同じ		2,330千円	1,165,000円
休日勤務手当	勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100	同じ		42千円	14,000円
初任給調整手当	（第１種初任給調整手当） 専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。	同じ			
	（第２種初任給調整手当） 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。	同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額	同じ			
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3 か月以上の期間について、1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000 円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：4,700 円～7,700 円	同じ			

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後10時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額)、上記②の場合1,500円～6,000円(ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては､100分の150を乗じて得た額)	同じ			

④　がんセンター事業

ア　職員給与費の状況

決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) R６年度の総費用に占める職員給与費比率
R７年度	千円 45,820,726	千円 ▲512,060	千円 16,368,477	% 35.7	% 34.9

（注）　本事業において資本勘定支弁職員に係る職員給与費は発生していない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
R７年度	人 1,142	千円 5,085,268	千円 3,015,426	千円 2,334,822	千円 10,435,516	千円 9,138

（注１）　職員手当には退職給与金を含まない。

（注２）　職員数は、令和８年３月31日現在の人数である。

（注３）　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和８年４月１日現在）

医 師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	46.6歳	643,009円	1,573,822円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	38.6歳	378,244円	597,785円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
静　岡　県	41.3歳	377,035円	617,276円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

⑺　期末手当・勤勉手当

がんセンター事業	静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）
１人当たり平均支給額（R７年度） 2,020千円	１人当たり平均支給額（R７年度） 1,882千円
（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分	（R７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (　1.425)月分　(　1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20％ ・管理職加算　20～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20％ ・管理職加算　20～25％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

⑷　退職手当（令和８年４月１日現在）

がんセンター事業			静岡県（企業局・がんセンター事業を除く）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤 続 20年	19.6695月分	24.586875月分	勤 続 20年	19.6695月分	24.586875月分
勤 続 25年	28.0395月分	33.27075月分	勤 続 25年	28.0395月分	33.27075月分
勤 続 35年	39.7575月分	47.709月分	勤 続 35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２％～20％加算）			定年前早期退職特例措置（２％～20％加算）		
（退職時特別昇給　無　）			（退職時特別昇給　無　）		
1人当たり平均支給額	1,650千円	15,819千円	１人当たり平均支給額	3,292千円	24,080千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合は「定年」とする。

２　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

⑺　地域手当（令和８年４月１日現在）

支 給 実 績（R７年度決算）	360,778千円
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	312,400円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
静岡市	5%	2人	5%
長泉町	5%	988人	5%
がんセンター医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16%	182人	16%

㈠　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（R７年度決算）			339,275千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）			376,100円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R７年度）			68.8%		
手当の種類（手当数）			6		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給職員数（実人数）	支給実績
臨床等業務手当	右の業務に従事した職員（がんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員を除く。）	診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務	がんセンター医療職給料表(1)及び(2)の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職、心理判定員等は月額6,600円 ～136,800円 その他の職員は日額310円 医師又は歯科医師が同時に複数手術の管理指導等に従事したときは、次の額を加算する。 ・麻酔科又は集中治療科に勤務する医師 １月につき 200,000円 ・それ以外の医師又は歯科医師が、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事した回数１回につき10,000円	425人	163,566千円
放射線作業手当	右の業務に従事した職員	エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務	日額360円	183人	5,505千円

有害薬品等取扱手当	薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師又は看護師	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務	日額310円	81人	1,999千円
夜間看護等手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前５時までの間をいう。)において行われる看護等の業務	１回につき2,040円～10,000円	412人	161,025千円
	がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務	１回につき1,280円	54人	227千円
手術室看護業務手当	看護職員	手術室での業務	日額360円	43人	2,964千円
死体処理手当	右の業務に従事した職員	災害に対処するために行う死体の収容等の業務	日額1,000円又は2,000円		

（注）　手当別の支給職員数及び年間支給額は、支給後の追給、返納分を含まない。

㈎　時間外勤務手当

支 給 実 績（R７年度決算）	1,285,302千円
職員１人当たり平均支給年額（R７年度決算）	1,128千円
支 給 実 績（R６年度決算）	1,390,800千円
職員１人当たり平均支給年額（R６年度決算）	1,220千円

（注１）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（注２）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算)」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

㈎　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（Ｒ７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（Ｒ７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 ○扶養親族たる子 14,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子１人につき 6,000 円加算 ○配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・行政職給料表８級相当職員 3,500円 ・行政職給料表９級以上相当職員 不支給	同じ		123,518 千円	292,700 円
住居手当	○借家・借間に居住する場合 ・支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・全額支給限度額　13,000 円 ・２分の１加算限度額 17,000 円 ・最高支給限度額　30,000 円 ○単身赴任中の留守宅の場合 ・支給対象者 単身赴任手当を受給している者で配偶者等が居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 ・借家・借間に居住する場合の２分の１の額	同じ		91,175 千円	304,900 円
通勤手当	通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の１か月当たり最高支給限度額 150,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額（2,000 円～5,800 円）＋加算額（３㎞を超える１㎞につき 175 円～570 円）	同じ		98,281 千円	95,800 円

<table>
<tr><td>管理職手当</td><td>管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。
月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</td><td>同じ</td><td></td><td>23,575 千円</td><td>1,178,800 円</td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。
１時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×135/100</td><td>同じ</td><td></td><td>125,665 千円</td><td>168,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">初任給調整手当</td><td>（第１種初任給調整手当）
専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職に採用された職員に支給する。
月額：2,500 円～417,600 円</td><td>同じ</td><td></td><td>576,260 千円</td><td>3,166,300 円</td></tr>
<tr><td>（第２種初任給調整手当）
月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る職員に支給する。
月額：①と②の差額を月額に換算した額
①
（給料月額＋地域手当）×12/38.75×52
②
<table><tr><th>職員の在勤する地域</th><th>基準額</th></tr><tr><td>東京都</td><td>1,226 円</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>1,097 円</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>1,177 円</td></tr></table></td><td>同じ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。
月額：月額 30,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額</td><td>同じ</td><td></td><td>3,294 千円</td><td>470,600 円</td></tr>
</table>

在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3か月以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。 月額：3,000円	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給する。 １時間当たりの支給額：勤務１時間当たりの給与額×25/100	同じ		58,887千円	115,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 １回当たり：2,000円～22,500円	異なる	１回当たり：4,700円～7,700円	50,318千円	147,100円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合、②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午後10時から午前５時までの間）に勤務した場合、のいずれかに該当する場合に支給する。 １回当たり：上記①の場合3,000円～12,000円（ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額）、上記②の場合1,500円～6,000円（ただし、６時間を超える場合の勤務にあっては、100分の150を乗じて得た額）	同じ		4,420千円	260,000円

4　勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　一般職員の勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
７時間45分	８時30分	17時15分	12時00分～13時00分

ア　時差勤務の場合

区　分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
早出勤務Ａ	７時間45分	７時30分	16時15分	12時00分～13時00分
早出勤務Ｂ		７時45分	16時30分	
早出勤務Ｃ		８時00分	16時45分	
早出勤務Ｄ		８時15分	17時00分	
遅出勤務Ａ		８時45分	17時30分	
遅出勤務Ｂ		９時00分	17時45分	
遅出勤務Ｃ		９時15分	18時00分	
遅出勤務Ｄ		９時30分	18時15分	

イ　自己啓発に係る修学を行う職員の早出勤務の場合

区　分	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
早出勤務	７時間45分	８時00分	16時45分	12時00分～13時00分

（注）　ア、イの対象は、交替制勤務等の職員、短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く職員である。

⑵　年次有給休暇の使用状況（令和７年）

区　分	一人当たり平均使用日数
知事部局等	12.9日
教育委員会	15.3日
警察本部	12.08日

⑶　特別休暇等の導入状況（令和８年４月１日現在）

	概　　要
特別休暇等	・下記の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア　負傷・疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合 イ　忌引の場合 ウ　父母及び配偶者の祭日の場合　※ エ　夏季における心身の健康の維持等を図る場合 オ　学校行事への参加等により家庭生活の充実を図る場合　※ カ　結婚する場合 キ　不妊治療に係る通院等をする場合 ク　出産する場合 ケ　生理日において勤務が著しく困難な場合 コ　生後１年６月に達しない生児の保育を行う場合 サ　配偶者が出産する場合 シ　配偶者の出産前後の期間に子どもの育児を行う場合 ス　妊産婦が健康診査等を受ける場合 セ　妊娠中の通勤時の母体保護の場合 ソ　妊娠中に胎児等の健康保持のために休息する場合 タ　妊娠障害のため勤務が困難な場合 チ　乳幼児の健康診査、予防接種の介助を行う場合　※ ツ　配偶者、父母、子ども等の看護をする場合 テ　原子爆弾被爆者の健康診断を受ける場合　※ ト　ドナーとして骨髄等を提供する場合 ナ　被災地等においてボランティア活動に従事する場合　※ ニ　配偶者、父母、子ども等の介護をする場合 ※ 会計年度任用職員を除く

（注）　取得要件、取得日数等は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により定められている。

⑷　介護休暇の取得者数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		介護休暇取得者数	介護休暇承認期間					
			１月以下	１月超え２月以下	２月超え３月以下	３月超え４月以下	４月超え５月以下	５月超え
知事部局等	男性	1	0	0	0	0	0	1
	女性	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性	13	10	3	0	0	0	0
	女性	16	5	7	2	1	0	1
警察本部	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	1	0	0	1	0	0	0
合　計	男性	14	10	3	0	0	0	1
	女性	17	5	7	3	1	0	1

（注）　当該年度に新たに介護休暇を取得した人数である。

⑸　介護時間の取得者数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		介護時間取得者数	介護時間承認期間					
			６月以下	６月超え１年以下	１年超え1年6月以下	1年6月超え２年以下	２年超え2年6月以下	2年6月超え
知事部局等	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	1	0	1	0	0	0	0
教育委員会	男性	2	1	1	0	0	0	0
	女性	8	3	2	2	1	0	0
警察本部	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	1	0	0	1	0	0	0
合　計	男性	2	1	1	0	0	0	0
	女性	10	3	3	3	1	0	0

（注）　当該年度に新たに介護時間を取得した人数である。

⑹　育児休業の取得者数及び子が出生した職員数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		育児休業取得者数	子が出生した職員数	育児休業承認期間					
				６月以下	６月超え１年以下	１年超え1年6月以下	1年6月超え２年以下	２年超え2年6月以下	２年６月超え
知事部局等	男性	137	161	99	35	3	0	0	0
	女性	97	97	1	33	19	17	7	20
教育委員会	男性	203	396	140	56	4	1	1	1
	女性	440	440	13	74	91	75	67	120
警察本部	男性	188	231	183	4	0	1	0	0
	女性	52	51	2	6	2	2	0	40
合　計	男性	528	788	422	95	7	2	1	1
	女性	589	588	16	113	112	94	74	180

（注）　当該年度に新たに育児休業を取得した人数である。

⑺　育児のための部分休業の取得者数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		部分休業取得者数	部分休業承認期間					
			１年以下	１年超え２年以下	２年超え３年以下	３年超え４年以下	４年超え５年以下	５年超え
知事部局等	男性	17	17	0	0	0	0	0
	女性	89	89	0	0	0	0	0
教育委員会	男性	76	76	0	0	0	0	0
	女性	545	545	0	0	0	0	0
警察本部	男性	8	8	0	0	0	0	0
	女性	42	42	0	0	0	0	0
合　計	男性	101	101	0	0	0	0	0
	女性	676	676	0	0	0	0	0

（注）　当該年度に新たに育児のための部分休業を取得した人数である。

⑻　育児短時間勤務制度の状況

ア　勤務形態(通常の勤務時間の職員)（令和８年４月１日現在）

	勤務日・時間	週休日
1	月～金に３時間55分ずつ(計19時間35分)	土、日
2	月～金に４時間55分ずつ(計24時間35分)	土、日
3	勤務日３日に７時間45分ずつ(計23時間15分)	土、日と月～金のうち２日
4	勤務日３日のうち２日に７時間45分ずつ、１日に３時間55分(計19時間25分)	土、日と月～金のうち２日

イ　利用実績(令和８年４月１日)　　（単位：人）

	知事部局等	教育委員会	警察本部
利用実績	30	29	25

⑼　自己啓発等休業の取得者数（令和８年４月１日現在）（単位：人）

区　分	取得者数
知事部局等	2
教育委員会	2
警察本部	0

（注）　職員の自主的な能力向上に資するため、大学等課程の履修、国際貢献活動に参加する職員の休業制度である。

⑽　配偶者同行休業の取得者数（令和８年４月１日現在）（単位：人）

区　分	取得者数
知事部局等	1
教育委員会	11
警察本部	0

（注）　外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員に与えられる休業である。

⑾　高齢者部分休業の取得者数（令和８年４月１日現在）（単位：人）

区　分	取得者数
知事部局等	17
教育委員会	1
警察本部	0

（注）　加齢に伴う諸事情により常時勤務を継続することを希望しない職員が、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とする休業である。

5　分限及び懲戒処分の状況

⑴　分限処分者数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等	勤務実績が良くない場合（法第28条第１項第１号）					
	心身の故障の場合（法第28条第１項第２号、第２項第１号）			110		110
	職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第１項第３号）					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第１項第４号）					
	刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第２項第２号）			1		1
	条例に定める事由による場合（法第27条第２項）					
	小　計			111		111
	法第28条第4項により失職した者					1
教育委員会	勤務実績が良くない場合（法第28条第１項第１号）					
	心身の故障の場合（法第28条第１項第２号、第２項第１号）			213		213
	職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第１項第３号）					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第１項第４号）					
	刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第２項第２号）			1		1
	条例に定める事由による場合（法第27条第２項）					
	小　計			214		214
	法第28条第４項により失職した者					
警察本部	勤務実績が良くない場合（法第28条第１項第１号）					
	心身の故障の場合（法第28条第１項第２号、第２項第１号）		1	31		32
	職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第１項第３号）					
	職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第１項第４号）					
	刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第２項第２号）			3		3
	条例に定める事由による場合（法第27条第２項）					
	小　計		1	34		35
	法第28条第４項により失職した者					
合　計			1	359		361

（注１）　分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

（注２）　法とは、地方公務員法を言う。

⑵　懲戒処分者数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等	法令違反（法第29条第１項第１号）	4	2	1	1	8
	職務上の義務違反又は怠慢（法第29条第１項第２号）					
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第29条第１項第３号）					
	小　計	4	2	1	1	8

教育委員会	法令違反（法第29条第１項第１号）	3	1	5	6	15
	職務上の義務違反又は怠慢（法第29条第１項第２号）	2	1			3
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第29条第１項第３号）					
	小　計	5	2	5	6	18
警察本部	法令違反（法第29条第１項第１号）		3	2	2	7
	職務上の義務違反又は怠慢（法第29条第１項第２号）		2			2
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第29条第１項第３号）					
	小　計		5	2	2	9
合　計		9	9	8	9	35

（注１）　懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言う。

（注２）　法とは、地方公務員法を言う。

⑶　行為別懲戒処分者数（令和７年度）　（単位：人）

区　分		戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等	給与・任用に関する不正	1				1
	一般服務違反		1		1	2
	一般非行					
	収賄等					
	交通事犯	3	1	1		5
	管理監督責任					
	小　計	4	2	1	1	8
教員委員会	給与・任用に関する不正	1				1
	一般服務違反	1				1
	一般非行					
	収賄等					
	交通事犯	1				1
	管理監督責任	2				2
	小　計	5				5
警察本部	給与・任用に関する不正					
	一般服務違反		3	1		4
	一般非行		2	1	1	4
	収賄等					
	交通事犯				1	1
	管理監督責任					
	小　計		5	2	2	9
合　計		9	7	3	3	22

（注）　懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分を言う。

6　服務の状況

⑴　服務規律遵守及び倫理の保持に関して講じた施策（令和７年度）

区　分	取　組　内　容
知事部局等	○知事部局 ＜綱紀粛正に関する通知等の発出等＞ ・綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底に関する通知（夏季・年末） ＜内部監察＞ ・適正な事務執行及び職員の厳正な服務規律を確保するため、内部監察を実施（60箇所） ＜静岡県職員不正行為内部通報窓口＞ ・組織内部の不正行為等の早期発見及び不祥事件の未然防止を目的とする静岡県職員不正行為内部通報窓口の運用（通報13件） ＜静岡県職員不正行為外部通報窓口＞ ・県職員による不正行為等の早期発見及び不祥事件の未然防止を目的とする静岡県職員不正行為外部通報窓口の運用（通報31件） ＜倫理相談窓口＞ ・倫理規則の解釈その他法令遵守や職員倫理に係る職員からの相談窓口の運営（相談49件） ＜コンプライアンス委員会＞ ・外部有識者を構成員とするコンプライアンス委員会の開催（１回） ＜コンプライアンス推進本部＞ ・県庁内部のコンプライアンスに係る基本的な方針や制度の企画を行うコンプライアンス推進本部会議の開催（２回） ＜コンプライアンスに係る研修の実施＞ ・所属コンプライアンス担当者研修 ・職場ＯＪＴ担当者研修 ・階層別研修（新任管理監督者、４年次、新規採用、新任主査研修等） ・技術職種職員研修 ・会計年度任用職員任用時研修 ・ハラスメント相談研修 ・ハラスメント防止職員研修 ・コンプライアンスリレー研修（管理監督者及び一般職員編） ・コンプライアンス特別研修 ＜コンプライアンス推進月間における取組＞ ・10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、事務処理チェックシート等による自己点検、近年の事例を基にした「ケースメソッド」から選択したテーマ等による所属コンプライアンス意見交換会及びコンプライアンス検定による知識の再確認などの取組を実施 ○企業局 ・企業局コンプライアンス推進要領に基づく各種施策（会議を活用したコンプライアンス研修・定例コンプライアンス研修の実施） ・各所属への綱紀の厳正保持・交通安全意識の徹底等の通知及び所属長会議等での徹底 ○がんセンター局 ・職員入職時に研修を実施。また、夏期・年末年始等における綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底に関して関係会議に報告し、院内の掲示板等で同趣旨について周知徹底を行った。さらに、当院処分等事案はもちろんのこと、知事部局で処分等事案が発生した都度、情報共有と注意喚起を行った。 ○議会事務局

	・綱紀の厳正保持、交通法規の遵守等について、事務局幹部職員会議を通じて職員へ周知徹底を図った。 ・コンプライアンスリレー研修、コンプライアンス検定及び職員意見交換会の実施により、知識及び意識の向上に努めた。 ○人事委員会事務局及び監査委員事務局 ・綱紀の厳正保持、交通安全意識の徹底、個人情報等及び情報資産の適正管理などについて、局内会議の場等において周知徹底を図った。 ・コンプライアンス意見交換会の実施を通じて意識づけを行うとともに、定期的な打合せにより風通しのよい職場づくりに努めた。
教育委員会	１．　調査・検査等の実施 ○通報制度の運営 ・教職員不祥事根絶窓口（通報 31 件） ・倫理 110 番（通報 134 件） ・みんなのヘルプ相談窓口（通報 29 件） ○内部監察の実施 ・適正な事務執行及び教職員の勤務状況等について内部監察を実施（県立学校 10 校） ２．不祥事根絶推進月間（６～７月） ○全校種、全校に対し、綱紀の厳正保持に関する指導の徹底、学校として不祥事根絶への取組体制づくり等を通知 ○全職員に対し、コンプライアンス動画の視聴について周知 ○「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応マニュアル」の内容を全職員に周知し、これを用いた研修の実施を指導 ○「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」や、研修資料「信頼にこたえる」を用いた研修実施を指導 ３．コンプライアンス取組強化期間（12～１月） ○研修管理システム又は YouTube の限定公開による､｢教育職員等による児童生徒性暴力等を防止するための研修動画」の視聴について周知 ○研修管理システムの「交通安全動画」の閲覧について周知 ４．コンプライアンスに係る研修の実施 ○相談員研修 県立学校、公立小中学校の相談員を対象として研修管理システムで実施 ５．その他の取組 ○不祥事発生状況を踏まえた年代別重点対策の実施 ・教職を目指す大学生、採用内定者を対象としたコンプライアンス講話を県内大学で実施（３大学） ○教職員の心身の健康づくりを支援する相談体制の整備 ・教職員サポートルーム（経験豊かな元教職員が教職員の学校教育活動の悩み相談に応じる。） ○コンプライアンス通信配布（４～３月） ○「不祥事根絶データベース」の活用 ○臨床心理士活用事業 ○交通事故防止の取組

警察本部	【監察等の実施】 ・　警察署に対する計画監察の実施 ・　本部各課、執行隊、警察署、交番及び駐在所に対する随時監察の実施 【指導・教養の実施】 ・　個人面接等を通じた身上把握指導 ・　部外講師による飲酒及び依存症対策に係る講演会の実施 ・　部長級の幹部職員が各署に赴き、不祥事をテーマとした座談会の実施 ・　ｅラーニングを活用した階級別の職務倫理教養の実施 ・　各種教養資料の発出

（注）　上記の施策は、静岡県職員倫理条例第５条に基づき、併せて公表するものである。以下、⑷、⑸についても同様である。

⑵　職務専念義務の免除

	概　　要
免除の対象となる主な場合	・地方公務員法第35条の職務専念義務は、下記のような場合に免除される。 ア　研修を受ける場合(ただし、県が行う研修を除く。) イ　健康診断を受ける場合 ウ　職員団体の交渉等、特定された活動に従事する場合 エ　風水害、交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合 オ　裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所等へ出頭する場合 カ　国や地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務等を行う場合

（注）　免除される場合や免除の期間等は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められている。

⑶　兼職・兼業の許可件数（令和７年度）　　（単位：件数）

区　分	許可件数	主 な 許 可 事 例
知事部局等	294	大学非常勤講師、非常勤医師、手術応援、スポーツ審判員、原稿執筆、予備自衛官、まちづくりを行う合同会社の役員としての営業活動（非常勤）、静岡赤十字血液センター非常勤医師、大学医学部非常勤講師、手術応援等
教育委員会	3,890	原稿執筆、大学非常勤講師、学習講座等の講師、スポーツ指導員、試験等監督・採点業務、審判員、不動産関係など
警察本部	26	太陽光電気販売、剣道等の指導者　等
合　計	4,210	

（注１）　上記の許可は、地方公務員法第38条第１項及び教育公務員特例法第17条第１項に基づくものである。

（注２）　各市町の教育委員会が許可をする市町村立学校の教職員を除く。

⑷　倫理監督職員の許可及び承認件数（令和７年度）　（単位：件数）

区　分	許可・承認件数	内　容			
		金銭・物品等の贈与	飲食物の提供	講演料・原稿料	その他
知事部局等	0				
教育委員会	0				
警察本部	0				
合　計	0				

（注）　職員が利害関係者から贈与を受ける場合等には、静岡県職員倫理規則第11条第３項又は第13条第１項に基づく倫理監督職員の許可又は承認が必要である。

⑸　管理職員の贈与等報告書提出件数（令和７年度）　（単位：件数）

区　分	報告件数	内　容			
		金銭・物品等の贈与	飲食物の提供	講演料・原稿料	その他
知事部局等	47	－	47	－	－
教育委員会	13	－	13	－	－
警察本部	－	－	－	－	－
合　計	60	－	60	－	－

（注）　管理職員（管理職手当が支給されている者）は、事業者等から贈与等（１件５千円を超えるもの）を受けた場合には、静岡県職員倫理規則第15条に基づき、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

7　退職管理の状況（令和７年度）

区　分	概　　要
知事部局等	・改正地方公務員法（H28.4.1施行）、静岡県職員の退職管理に関する条例（H28.4.1施行）及び静岡県退職者の再就職に関する取扱要綱に基づき、再就職者による現役職員への働きかけの規制や、再就職状況の届出の義務付け等を行い、再就職に関する公正性及び透明性を確保している。 ・同条例に基づき、離職時若しくは離職時以前に課長級以上の職にあった職員については、再就職した者の氏名、離職時の年齢、離職時の補職名、離職日、離職時以前に管理職に就いていた場合における離職時から直近の管理職の補職名、再就職先の名称及び業務内容、再就職先の地位、再就職日を、毎年８月に公表している。
教育委員会	・改正地方公務員法（H28.4.1 施行）、静岡県職員の退職管理に関する条例（H28.4.1施行）及び静岡県教育委員会退職者の再就職に関する取扱要綱に基づき、再就職に関する公正性及び透明性を確保している。 ・同条例に基づき、毎年８月に教育委員会 HP において、管理職の再就職先等を公表している。
警察本部	・退職する職員に対して、再就職情報の届出及び現役職員への働きかけ防止等について指導し、再就職に関する透明性及び公正性を確保している。 ・静岡県職員の退職管理に関する条例等に基づき、離職時に管理職（地方警務官を除く。）にあった職員については、再就職した者の再就職先を８月に公表している。

8　研修の状況

職員研修の概要等（令和７年度）

区　分	概　　要
知事部局等	・「静岡県人材育成基本方針」に基づき、時代の変化に対応した県民本位の生産性の高い行政運営を担う有徳な職員の育成を図るため、研修所研修、職場研修及び派遣研修を実施した。このうち研修所研修においては、新規採用職員研修や新任管理者研修等、職層の役割意識の徹底を図るための基本研修をはじめ、主体的な能力開発を促す選択研修等、延べ4,031人の職員に研修を実施した。 ・17年度に導入した、職員個人の主体性、自律性を尊重した長期人材育成システムである「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム」の一環として実施しているキャリア開発研修の修了者数は、累計で8,594人となった。 ・企業局においては、企業局新任職員研修、企業局技術職員研修、水道技術研修などの企業局実施研修、外郭団体等主催研修への参加を行った。 ・がんセンター局においては、医療サービスの提供に関わる共通した認識・目標を醸成し、職種を超えて必要な知識・技術の習得を図るため、院内教育研修委員会が中心となり、静岡がんセンター臨床腫瘍学コース全12回のほか、院内、院外の研修・講習会等に職員等を参加させるなど人材育成に努めている。また、新規採用職員や異動職員に対しては、年度当初３日間で感染対策や医療事故防止などの基礎研修を実施した。 ・議会事務局においては、自治研修所主催の各種研修に加え、以下の研修を実施、参加し、事務局職員として必要な知識の習得、資質向上を図った。 ・新規転入者向け議会事務局研修会（議会事務局事務の全般の基礎研修）、総務、議事、政策調査課研修として全国都道府県議会事務局職員研修会（東京都）、13都道府県議会事務協議会(千葉県)、図書室運営関係として公立図書館等職員専門研修（静岡県立中央図書館)、地方議会図書室等職員研修会（オンライン開催）を行った。 ・人事委員会事務局においては、人事委員会の業務を迅速かつ的確・公正に処理できる高度な専門知識を持った職員を育成するため、職場内研修を実施するとともに、外部研修への積極的な参加を促した。 ・監査委員事務局においては、監査委員の業務を迅速かつ的確・公正に処理できる高度な専門知識を持った職員を育成するため、職場内研修を実施するとともに、外部研修への積極的な参加を促した。
教育委員会	・社会全体のウェルビーイングの実現に向けて、こどもたちに、他者と協調して新たな価値を創造する力を育むことのできる教員を育成するため、「静岡県教員育成指標」・「静岡県校長育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を体系的に実施した。 ・具体的には、基礎・向上期の教員を対象とした初任者研修、充実・発展期の教員を対象とした中堅教諭等資質向上研修等の年次別研修を実施するとともに、充実・発展期及び深化・熟練期の教員を対象としたキャリア開発研修等を実施した。 ・また、充実・発展期以降の教員を中心に、大学、教職大学院、研究機関、民間企業、在外教育施設等への派遣研修を実施した。 ・研修の実施に当たっては、研修効果の最大化が図られるよう、実施方法の最適化やオンライン研修の拡充、校外研修と校内における実践の往還等により、効果的かつ効率的な実施に努めた。 ・「静岡県教員研修計画」において、管理職を支援する研修パッケージを策定し、管理職を支援する体制を整え、研修の充実を図った。
警察本部	・職員に職務倫理を保持させ、階級及び職に応じた能力並びに警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力を養成することを目的に、県警察学校、管区警察学校、警察大学校及び科学警察研究所において教養を実施した。

	・このほか、警察本部が主催する研修会や警察署における全体教養、術科訓練等、機会を捉えた各種教養を実施した。

9　福祉及び利益の保護の状況

⑴　安全衛生管理体制（令和７年度）

快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて、次のとおり衛生管理者や産業医等を選任するとともに、衛生委員会を設置し、安全衛生管理体制を整備している。

（単位：箇所数）

区　分		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
総括安全衛生管理者	選任事業場数	2	1	1	4
衛　生　管　理　者	選任事業場数	31	134	34	199
安全衛生推進管理者等	選任事業場数	89	4	11	104
産　　業　　医	選任事業場数	32	138	34	204
衛　生　委　員　会	設置事業場数	32	132	34	198

⑵　定期健康診断及び特別健康診断の実施状況（令和７年度）　（単位：人、％）

区　分			知事部局等	教育委員会	警察本部	計
定期健康診断	一般健診（30歳未満）	対象人員	1,441	1,075	1,572	4,088
		受診人員	1,441	1,075	1,572	4,088
		受診率	100	100.0	100	100
	成人病検診（原則30歳以上、成人検査・雇用時健診を含む）	対象人員	2,065	2,502	1,862	6,429
		受診人員	2,065	2,502	1,862	6,429
		受診率	100	100.0	100	100
	指定年齢検診	対象人員	910	1,053	826	2,789
		受診人員	910	1,053	826	2,789
		受診率	100	100.0	100	100
	人間ドック（35歳以上の希望者）	対象人員	3,096	3,573	2,722	9,391
		受診人員	3,096	3,573	2,722	9,391
		受診率	100	100.0	100	100
	計	対象人員	7,512	8,203	6,982	22,697
		受診人員	7,512	8,203	6,982	22,697
		受診率	100	100.0	100	100
特別健康診断（情報機器を除く）		対象人員	1,259	2,344	4,829	8,432
		受診人員	1,240	2,344	4,829	8,413
		受診率	98.5	100.0	100	99.8
情報機器作業従事者健診	1次健診	対象人員	5,655	869	114	6,638
		受診人員	5,655	869	114	6,638
		受診率	100	100	100	100
	2次健診	対象人員	504	121	－	625
		受診人員	445	121	－	566
		受診率	88.3	100	－	90.6

（注）　特別健康診断とは、労働安全衛生法等に基づき、放射線業務など特定の有害業務に従事する職員を対象に実施する健康診断である。

⑶　メンタルヘルス事業の実施状況（令和７年度）

区分	研修名、対象者等		出席者（人）
知事部局等	管理監督者メンタルヘルス研修会Ⅱ		465
	新任管理者研修（自学自習）		106
	新任課長代理研修		61
	新任監督者研修		106
	キャリア開発研修Ⅱ		113
	４年次職員研修		162
	新規採用職員メンタルヘルス研修（前期）		288
	新規採用職員メンタルヘルス研修（後期）		259
	メンタルヘルスセミナー		426
教育委員会	新規採用	小・中学校教員	267
		高等学校教員	84
		特別支援学校教員	80
		小・中学校事務職員･司書	13
	中堅教諭等資質向上研修（小・中学校）		305
	中堅教諭等資質向上研修（特別支援学校）		92
	小・中学校新任校長		87
	新任副校長、教頭、事務長「新任管理者メンタルヘルス研修」		354
	採用後３年を経過した教職員「若手教職員メンタルヘルス研修」		449
	校長、副校長、教頭、事務長、部主事「職場の安全衛生管理者研修」		384
	県立高等学校新任校長「高校新任校長メンタルヘルス研修」		23
警察本部	管理監督者メンタルヘルス研修会		76
	メンタルヘルス関係の講義･教養	警部補・巡査部長昇任者	34
		初任科生・初任補修科生	394
		出向・派遣予定者	23
		その他	25

※教育行政職員を含む

⑷　健康相談の実施状況（令和７年度）

区分	実施状況
知事部局等	企業局、がんセンター局を含めて計 860 件の相談があり、相談方法は、面談 354 件、電話、メール及びオンライン 506 件であり、相談内容は、医療、精神保健、保健、栄養、職場、病気等に関することであった。
教育委員会	計763件の相談があり、相談方法は面接524件、電話239件であり、相談内容はメンタルヘルス関係が692件、メンタルヘルス以外に関することが71件であった。
警察本部	計2,102件の相談があり、保健師及び公認心理師、管理栄養士、カウンセラーによる巡回健康相談が502件、産業医及び保健師、公認心理師による随時相談が1,600件であり、随時相談(保健師)の相談内容は身体186件、精神保健647件、その他9件であった。

⑸　公務災害等の認定状況（令和７年度）　（単位：件数）

区　分		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
認定	公務災害	52	212	149	413
	通勤災害	18	12	13	43
	計	70	224	162	456

（注）　教育委員会の欄の数値には、政令市以外の市立学校に関する件数を含む。

⑹　共済組合の運営（令和７年度）

区　分		短期給付に要する費用	長期給付に要する費用	組合の事務に要する費用	福祉事業に要する費用	組合員数
知事部局等	掛　金	4,226,615千円	6,877,055千円	―	108,400千円	11,881 人
	負担金	4,209,589千円	10,546,878千円	95,161千円	111,384千円	
教育委員会	掛　金	8,989,858千円	17,180,990千円	―	272,011千円	30,237 人
	負担金	9,249,382千円	27,249,951千円	234,994千円	272,154千円	
警察本部	掛　金	2,684,386千円	5,229,060千円	―	71,328千円	7,374 人
	負担金	2,694,120千円	7,874,618千円	70,932千円	74,255千円	

（注）　地方公務員等共済組合法に基づく掛金・負担金

⑺　その他の主な福利厚生事業の概要（令和７年度）

区　分	概　　要
知事部局等	＜ライフプラン推進事業＞ 「静岡県職員等ライフプラン推進計画」に基づき、40 歳、54 歳及び年度末までに60 歳を迎える職員を対象としたライフプラン講習会の開催や、令和７年度に試行的に実施した 20 代若手職員向けライフプランセミナーの開催等により、職員のライフプラン（生涯生活設計）を支援した。 ＜被服の貸与＞ 現業的業務に従事する職員等に対して、「静岡県職員被服等貸与要綱」に基づき作業衣等を貸与し、職員の勤務条件及び業務能率の向上を図った。 ＜職員住宅の維持管理等＞ 県の業務遂行における要因等により職員が入居する職員住宅の管理及び維持補修を行い、職員の職務の安定的な遂行を図るとともに、廃止した職員住宅の処分を行った。令和７年度末における管理戸数は、幹部職員用住宅 22 戸、世帯用住宅 181 戸、単身用住宅 192 戸、合計 395 戸となっている。
教育委員会	＜ライフプラン推進事業＞ 「静岡県教職員等生涯生活設計推進計画」に基づき、教職員が在職中から退職後にわたり充実した人生を実現できるよう、経済・健康・生きがいについて、必要性や関心の高いテーマのライフプラン講習会を実施した。 ＜被服の貸与＞ 「静岡県教育委員会被服等貸与要綱」に基づき、現業的業務に従事する教職員等に対して、作業衣等を貸与し、教職員の勤務条件及び業務効率の向上を図った。
警察本部	＜ライフプラン推進事業＞ 採用５年目、40 歳、50 歳及び退職を数年以内に控えた職員を対象とした生活設計、健康及び生きがいをテーマとしたセミナーや、希望者を対象とした金融リテラシー、相続、介護及びライフプランと資金計画に関するセミナーを開催し、職員のライフプラン（生涯生活設計）を支援した。

Ⅱ　静岡県人事委員会の業務状況の報告について

1　競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法及び職員の任用に関する規則に基づき、平等取扱いの原則及び成績主義の原則により、競争試験及び選考を行っている。選考は、競争試験と比べ限られた対象者から選考基準（経歴、学歴、知識又は技能等）に基づいて判定し、その実施は任命権者からの請求に基づいて行っている。

令和７年度の競争試験及び選考は、職員の採用、昇任について、次のとおり実施した。

(1)　競争試験による採用

ア　採用試験の実施日程

（数字は令和７年度の月日）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">試験の区分</th><th colspan="2">第１次試験</th><th colspan="2">第２次試験</th></tr>
<tr><th>試験日</th><th>合格発表日</th><th>試験日</th><th>合格発表日</th></tr>
<tr><td colspan="2">大学卒業程度
（早期試験）</td><td>4.20</td><td>5.9</td><td>5.19～5.30</td><td>6.13</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学卒業程度</td><td>6.15</td><td>6.25</td><td>7.8～8.7</td><td>8.22</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学卒業程度
（秋季試験）</td><td>10.26</td><td>11.6</td><td>11.17～12.9</td><td>12.25</td></tr>
<tr><td colspan="2">短期大学卒業程度</td><td rowspan="2">9.28</td><td rowspan="2">10.8</td><td rowspan="2">10.20～10.28</td><td rowspan="2">11.7</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等学校卒業程度</td></tr>
<tr><td colspan="2">職務経験者</td><td>10.26</td><td>11.6</td><td>11.17～12.9</td><td>12.25</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害のある方</td><td>9.21</td><td>10.2</td><td>10.9～10.17</td><td>11.7</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警察官
第１回</td><td>A（大卒）</td><td rowspan="4">5.11</td><td rowspan="4">5.16</td><td rowspan="4">5.24～5.25
6.12～6.27</td><td rowspan="4">7.11</td></tr>
<tr><td>B（大卒以外）</td></tr>
<tr><td>社会人等経験者</td></tr>
<tr><td>情報処理</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警察官
第２回</td><td>A（大卒）</td><td rowspan="4">9.21</td><td rowspan="4">9.26</td><td rowspan="4">10.4～10.5
11.6～11.21</td><td rowspan="4">12.5</td></tr>
<tr><td>B（大卒以外）</td></tr>
<tr><td>社会人等経験者</td></tr>
<tr><td>情報処理</td></tr>
</table>

イ　採用試験の実施状況

（単位：人、倍）

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第１次受験者数A	第１次合格者数	第２次受験者数	最終合格者数B	倍率A／B
大学卒業程度（早期試験）	土木	10	35	27	26	25	22	1.2
	農業	4	52	43	27	26	11	3.9
	林業	4	31	23	18	17	14	1.6
	農業土木	3	12	12	12	10	8	1.5
	建築	1	8	5	3	2	2	2.5
	薬剤師	2	19	17	16	15	13	1.3
	保健師	2	26	25	23	23	5	5.0
	電気	1	4	3	3	2	2	1.5
	機械	1	2	2	2	2	2	1.0
	小計	28	189	157	130	122	79	2.0
大学卒業程度	行政Ⅰ	75	257	195	182	171	87	2.2
	行政Ⅱ	30	156	117	110	97	37	3.2
	小中学校事務	9	21	16	11	11	8	2.0
	警察行政	7	60	41	26	20	9	4.6
	土木	25	21	6	6	4	4	1.5
	農業	9	40	22	21	19	9	2.4
	林業	13	20	9	9	9	5	1.8
	農業土木	11	12	5	3	3	3	1.7
	建築	2	4	1	1	0	－	－
	薬剤師	9	9	1	1	1	1	1.0
	保健師	6	26	16	16	14	4	4.0
	管理栄養士（知事部局）	1	9	7	7	6	1	7.0
	心理	4	23	16	14	13	5	3.2
	児童福祉	4	26	23	18	18	5	4.6
	水産	3	15	13	12	11	4	3.3
	電気	1	3	0	－	－	－	－

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第１次受験者数A	第１次合格者数	第２次受験者数	最終合格者数B	倍率A/B
	電気（研究）	4	3	2	2	2	2	1.0
	機械	1	3	1	1	1	1	1.0
	機械（研究）	2	1	1	1	1	1	1.0
	工業化学	2	12	10	8	8	5	2.0
	工業デザイン	1	7	5	5	5	1	5.0
	文化財	1	6	5	5	4	1	5.0
	職業訓練指導員（電気）	1	1	1	1	1	1	1.0
	職業訓練指導員（機械）	2	1	1	1	1	1	1.0
	職業訓練指導員（情報技術）	2	0	－	－	－	－	－
	少年警察補導員	2	7	4	4	4	2	2.0
	理化学鑑識（物理）	1	6	5	4	4	1	5.0
	小計	228	749	523	469	428	198	2.6
大学卒業程度（秋季試験）	行政Ⅱ	15	334	245	72	62	18	13.6
	土木	3	8	7	5	5	4	1.8
	小計	18	342	252	77	67	22	11.5
短期大学卒業程度	臨床検査技師（知事部局）	1	4	3	3	3	1	3.0
	司書	1	16	12	9	8	1	12.0
	小計	2	20	15	12	11	2	7.5
高等学校卒業程度	行政	2	25	21	9	8	2	10.5
	小中学校事務	3	11	10	10	9	3	3.3
	警察行政	4	53	47	20	18	9	5.2
	土木	3	5	4	4	4	3	1.3
	小計	12	94	82	43	39	17	4.8

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第１次受験者数A	第１次合格者数	第２次受験者数	最終合格者数B	倍率A／B
職務経験者	土木	3	7	6	6	4	2	3.0
	林業	1	2	0	－	－	－	－
	建築	1	4	4	3	3	1	4.0
	保健師	1	4	4	4	3	1	4.0
	心理	2	1	1	1	1	0	－
	児童福祉	3	9	9	7	7	2	4.5
	電気	1	4	3	1	1	1	3.0
	機械	1	1	1	1	1	1	1.0
	小計	13	32	28	23	20	8	3.5
障害のある方	行政	4	29	18	18	18	3	3.6
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	1					1	
	小計	6	29	18	18	18	5	3.6

試験の区分・職種				公募数	申込者数	第１次受験者数A	第１次合格者数	第２次受験者数	最終合格者数B	倍率A/B
警察官	A	一回目	一般（男性）	44	171	147	139	127	69	2.1
			一般（女性）	20	66	55	53	46	29	1.9
		二回目	一般（男性）	10	72	44	41	36	13	3.4
			一般（女性）	5	31	19	18	17	8	2.4
		A　計		79	340	265	251	226	119	2.2
	B	一回目	一般（男性）	20	60	45	43	41	18	2.5
			一般（女性）	5	21	18	18	17	6	3.0
		二回目	一般（男性）	40	164	135	126	116	61	2.2
			一般（女性）	20	68	53	49	47	22	2.4
		B　計		85	313	251	236	221	107	2.3
	社会人等経験者	一回目		10	37	27	26	23	5	5.4
		二回目		10	45	33	33	30	11	3.0
		経験者　計		20	82	60	59	53	16	3.8
	情報処理	一回目		2	8	6	5	5	3	2.0
		二回目		2	5	4	2	2	0	－
		情報処理　計		4	13	10	7	7	3	3.3
	警察官　小計			188	748	586	553	507	245	2.4
合　計				495	2,203	1,661	1,325	1,212	576	2.9

(2)　選考による採用

競争試験によることが適当でない場合などは、任命権者からの選考請求に基づき人事委員会が選考している。

＜採用選考の実施状況＞　（単位：人）

選考の区分	任命権者				
	知事	がんセンター事業管理者	教育委員会	警察本部長	計
本庁の部長、局長等に相当する職	3		1		4
本庁の課長等に相当する職	11	3	1		15
警視の職				10	10
競争試験によることが適当でないと認めた職	20	97		30	147

(3)　昇任試験及び昇任選考による昇任

職員の昇任は、任命権者が、職員の人事評価、受験成績その他の能力の実証に基づき行っている。

なお、警察官における警部、警部補及び巡査部長への昇任については、昇任試験及び昇任選考を行っており、実施に関する事務は警察本部長に委任している。

＜警察官昇任試験の実施状況＞　（単位：人、倍）

試験区分	申込者	受験者数A	合格者数B	倍率A／B
警部	1,157	1,151	36	32.0
警部補	1,448	1,433	74	19.4
巡査部長	1,560	1,552	91	17.1

＜昇任選考の実施状況＞　（単位：人）

選考の区分	昇任者数
警部	6
警部補	7
巡査部長	6

2　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第８条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、県議会と知事に対して、令和７年 10 月９日に職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

(1)　公民給与の比較

（月例給）　公民較差　3.01％　11,595 円（行政職：令和７年４月現在）

（特別給）　公民較差　民間事業所の支給割合 4.66 月（職員 4.60 月を 0.06 月上回る）

(2)　報告及び勧告の内容

ア　給与について

(ｱ) 公民給与の比較方法の見直し

国と同様に、行政課題の複雑化・多様化や人材確保が困難な状況を踏まえ、公民給与の比較対象企業規模を 50 人以上から 100 人以上に見直し

(ｲ) 公民の較差に基づく給与改定

a 月例給

(a) 給料表

行政職給料表は、人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定

若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

大卒程度試験に係る初任給を 12,000 円、高卒程度試験に係る初任給を 12,200 円引上げ

その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

(b) 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定

(c) 特地勤務手当等

著しく不便な地に所在する公署（特地公署）に勤務する職員に支給される特地勤務手当と地域手当との減額調整を廃止

特地公署等への採用に伴い転居を行った職員を特地勤務手当に準ずる手当の支給対象に追加

b 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間 4.60 月から 4.65 月に引上げ

c 実施時期

(a)　月例給（給料表等）　令和７年４月１日

(b)　特別給（ボーナス）　令和７年４月１日

（期末・勤勉手当における在職期間等の取扱いは令和８年４月１日）

(ｳ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人材の確保等の課題に対応するため、令和６年の本委員会の勧告に基づき、令和７年４月から給料表の見直しや諸手当の見直しを含めた給与制度のアップデートが実施されている。その一環として段階的に実施する地域手当の見直しについて、令和８年度の支給割合を勧告した。

a　地域手当及び給料の特例措置（段階的実施の２年目）

国が示した支給割合に準じ、県内在勤者の地域手当の支給割合を一律 4.15％から一律 5.0％へ引き上げるとともに、給料表の給料月額に乗じる一定の率を 1.43％から 0.62％へ引下げ。

b　実施時期

令和８年４月１日

(ｴ) その他の給与改定

a　通勤手当

・　交通機関等と自動車等の交通用具を併用する者が利用する駐車場等に係る通勤手当

国の改定を考慮して、１か月あたりの上限額を 3,000 円から 5,000 円に引上げ。

（勤務公署側区間と住居側区間の両方で駐車場等を利用し、その料金を負担する者については

１か月あたり 6,000 円を上限とするとともに、支給額について駐車料金相当額の２分の１の額とする措置は廃止）

・　月の途中に採用された職員等の通勤手当

国の改定を考慮して、月の途中で採用された職員等に対して、採用日等から通勤手当を支給できるよう措置することが適当。

b　宿日直手当

国家公務員に支給される手当の改定に準じて支給額の上限を引上げ。

c　職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

今後、地方自治法の改正により、地方公務員に関し、月例給与水準と地域別最低賃金に相当する額の差額を補填するための手当が新設された場合は、本県においても、国の取扱いを踏まえて新設することが適当。

d　実施時期

(a) 通勤手当

駐車場等に係る通勤手当：令和８年４月１日

月の途中に採用された職員等の通勤手当：任命権者において対応可能な時期

(b) 宿日直手当：令和７年４月１日

(c) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置：法改正後

(ｵ) 教育職員の処遇

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の成立を受け、その趣旨を踏まえた所要の改正を実施することが必要である。

a　教職調整額の引上げ等

小学校等の教育職員に支給される教職調整額について、給料月額の４％から 10％へ段階的に引上げ。

教職調整額の対象とならない校長、教頭等については、給料表の給料月額に一定額を新たに加算し、その後、段階的に引上げ。

b　義務教育等教員特別手当の見直し

小中学校等の教育職員に支給される義務教育等教員特別手当について、月 8,600 円を超えない範囲で、分掌する校務類型に応じて支給。

c　その他の課題

新たに設置が可能となった教職員間の調整等を行う「主務教諭」については、県教育委員会における検討結果を踏まえて対応。

(ｶ) 会計年度任用職員の給与改定等

常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当。

イ　職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

(ｱ) 人材の確保

少子化に伴う若年層人口の減少、民間企業の採用活動の活発化・早期化等の影響により、本県の採用試験への申込者も減少傾向が続いており、人材の確保は依然として厳しい状況が続いていることから、試験制度の改善、公務の魅力発信の強化、任命権者との連携、障害者雇用等に関する取組みに取り組む。

(ｲ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

公務を担う人材を確保し、安定的・継続的に質の高い行政を展開していくためには、本県職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが極めて重要であることから、過度な時間外労働の是正、教職員の多忙化の解消、子育て支援及び介護支援等の充実、多様な働き方の実現を求める。

(ｳ) 職員の心身の健康の保持・増進

職員がその能力を十分に発揮し、質の高い行政を継続していくためには、職員の心身の健康の保持・増進を図ることが必要であることから、心の健康づくりの推進及びハラスメント防止対策の推進を求める。

＜報告・勧告に当たっての参考指標＞

民間給与の支給状況		労働経済指標 前年同月比(4月)		標準生計費		公民給与の較差 (行政職給料表関係 R7.4.1)			
ボーナス (特別給)	給与改定	民間給与 〔厚生労働省・毎月勤労統計調査〕	物価 (消費者物価)	4人世帯 (4月)	前年 同月比	民間 給与 (A)	職員 給与 (B)	較差 (A)-(B)	平均 年齢
	ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ の実施 一般従業員 71.4% 管理職 (課長級) 62.5%	%	%	円	%	円	円	円	歳
4.66月分		静岡県 3.9	静岡市 3.2 浜松市 3.4	静岡市 238,574 浜松市 216,470	静岡市 +12.7 浜松市 +1.62	396,332	384,737	11,595 (3.01%)	41.8

3　勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定による措置の要求について、令和7年度に、2件の判定を行った。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	判定年月日	結果
R6.12.19	令和7年 (措) 第1号事案	外郭団体業務の強要を止めさせること　など	R7.9.3	一部却下 一部棄却
R7.6.23	令和7年 (措) 第2号事案	年休の復元　など	R8.1.21	認容

4　不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分についての審査請求に関する規則第23条の規定による再審請求について、令和7年度に、請求理由が再審事由に該当しないとして1件の不受理を決定した。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R7.6.23	令和5年 (審) 第2号再審事案	裁決を受けた職員が、再審を求めたもの	R7.7.23	却下 (不受理)